

滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）導入期の

進捗確認に係る主な取組の進捗状況について＜H30.12.1時点＞

柱1 社会的・職業的自立の実現

目標

- 発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。

目標の達成に向けた考え方

- 子ども一人ひとりのキャリア発達を促すことができるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うことにより、社会的・職業的自立を図る。

主な取組の進捗状況

＜高等養護学校・高等部への職業学科や職業コース、生活技能コース等の設置＞

- ◇生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直し、平成29年度より知肢併置特別支援学校の高等部に社会的・職業的自立を目指した職業コースの設置と、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高める生活自立コース等の設置が始まった。
- また、平成30年度からは、高等養護3校に職業学科「しごと総合科」を設置した。

参照：資料2＜P2＞(5) ①

資料2＜P4＞(5) ⑨

＜しがしごと検定を活用した職業教育の推進＞

- ◇生徒一人ひとりの働く意欲を育て、卒業後に向けての目標が明確となるとともに、企業にとって雇用の目安ともなるような“滋賀らしい”技能検定として、平成28年度より「しがしごと検定」を本格実施している。

参照：資料2＜P3＞(5) ⑥

＜「しがしごと応援団」の活用等による雇用の理解啓発促進＞

- ◇障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経済団体と共に支援する仕組みとして「しがしごと応援団」を平成28年度より創設した。平成29年度は、普及・啓発に努め、登録企業は平成30年12月1日現在176社になっている。

参照：資料2＜P4＞(5) ⑦

柱2 発達段階に応じた指導の充実

目標

- 発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。

目標の達成に向けた考え方

- 早期の段階からの専門的な指導・支援により、障害のある子どもの能力の伸長と豊かな成長をめざした幼・保、小、中、高一貫した指導体制を構築する。

主な取組の進捗状況

幼稚園・保育所・認定こども園等の段階

<就学相談担当者の力量の向上>

- ◇適切な就学相談や保護者への情報提供が行われるよう、障害のある子どもについての理解を深めるとともに、就学のシステムや、合理的配慮、発達検査等の就学相談担当者の専門性の向上を図るための研修を実施している。

参照：資料2<P6> (2) ②

小学校段階・中学校段階

<読み書きの困難さ等を改善する専門的な指導・支援、対人関係の困難さ改善する専門的な指導・支援の実施>

- ◇モデル地域において、専門家の助言から通級指導教室での指導・支援の充実について研究を実施してきた。

参照：資料2<P6> (3) ①

資料2<P6> (4) ①

高等学校段階

<高等学校における自立活動および授業改善等の研究>

- ◇平成26年度より個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育推進事業をモデル校において実施した。また、平成30年度よりモデル校において通級による指導を開始したことにより、特別な教育課程の編成と授業改善に関する研究を進めている。

参照：資料2<P7> (5) ②

各発達段階に共通

<障害のある児童・生徒の体力の向上の推進、スポーツ体験の推進>

- ◇平成32年度のオリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、生涯スポーツにつながる様々な運動やスポーツに取り組む機会の事業をスポーツ局・保健体育課が中心に実施している。

参照：資料2<P5> (1) ②

柱3 教員の指導力や専門性の向上

目標

- 発達障害を含む障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。
- 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。

目標の達成に向けた考え方

- 発達障害を含む特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な指導を進めるために、全教職員に対する子どもの障害に関する理解の促進を図る。
- 「地域で学ぶ」体制づくりを推進するため、通常の学級の担任を含む全教員の障害のある子どもへの指導力を向上させる。
- 適切な合理的配慮の提供が図れるよう、教員の特別支援教育に係る専門性を高めるとともに、様々な事例の共有化を進める。

主な取組の進捗状況

<専門家の派遣による指導力の向上と組織体制の強化>

◇それまでの専門家の派遣に続き、平成29年度より高等学校特別支援教育巡回指導員を派遣し、高等学校における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進めている。特別な教育的支援を必要とする生徒理解にかかる事例検討会、特別支援教育に関する研修会、授業改善・授業のユニバーサルデザイン化への取組等において助言している。

参照：資料2<P10> (2) ①

<校種間での研修派遣に関する研究・検討>

◇小中高等学校教員を、3か月間特別支援学校へ派遣する研修の実施を平成28年度より計画的に進めている。

参照：資料2<P10> (2) ③

<授業づくりと適切な合理的配慮が提供できる研究成果物の普及・活用>

◇総合教育センターの平成28年度の課題研究において、文字を書くことへの困難さがある子どもに対し、教師の気づきや理解を深めるためのシート（テキスト）を作成した。特別支援学級における授業づくりや合理的配慮の提供に関する研究・研修を推進するとともに、これまでの研究成果物を活用した研修を実施している。

参照：資料2<P11> (3) ③

<特別支援教育に精通した人材の育成>

◇平成27～28年度の2か年計画で特別支援教育コアリーダー研修を実施し、異校種によるチームでの課題解決型研修で教員の気づきを促した。地域の実情に応じて課題を掘り下げて本質に迫るため、平成29年度は、中学校区を単位とした2つの地域に限定した研修型研究（プロジェクト研究）に発展させた。平成30年度からは、これまでの成果をサテライト研修で広めている。

参照：資料2<P12> (4) ②

柱4 教育環境の充実

目標

- 基礎的な教育環境を整えとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。

目標の達成に向けた考え方

- 子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、見直しできるよう、教育環境の整備とその充実を図る。
- 合理的配慮の提供が適切にできるよう、基礎的環境整備を進める。

主な取組の進捗状況

<小中学校への分教室設置研究>

◇多様な学びの場の整備に向け平成28年度より草津市でのモデル事業を2年間実施した。平成30年度からは、甲賀市と教育課程を中心とした研究を進めている。

参照：資料2<P13> (1) ②

<「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究>

◇インクルーシブ教育システムの構築に向け、小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」に関する市町との共同研究を進めている。(モデル地域：長浜市)

参照：資料2<P13> (1) ③

<地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員・看護師)の実施>

◇障害のある子どもとない子どもがともに地域で学ぶことを推進するために、特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が新・転入学等により2名以上就学することとなった小中学校、および医療的ケアの必要な児童生徒が就学することとなった小中学校に対し、市町教育委員会が支援員または看護師を配置する場合に、所要経費の一部を補助している。

参照：資料2<P14> (2) ①、②

<県立高等学校への支援スタッフの配置>

◇県立高等学校に特別な支援を必要とする生徒へ支援スタッフを配置し、発達障害を含む障害のある生徒への支援の充実を図っている。

参照：資料2<P15> (3) ①

柱5 教育における連携（役割分担）の推進

目標

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。
- 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する。

目標の達成に向けた考え方

- 早期の段階から関係機関と連携した支援を行うことにより、地域での自立と社会参加を推進する。
- 学校での指導・支援を効果的に進めるために、インクルーシブ教育システムの構築に向けた理解啓発を進めるなど、家庭や保護者との連携を図る。
- 障害のある子どもが地域で共に学び、地域で共に生きていくことができるよう、地域住民の障害への理解を進め、地域住民とのつながりを深める。

主な取組の進捗状況

<県と市町の連携による教員の指導力向上と推進体制の強化>

◇特別支援教育の視点も含めて学校経営や授業改善について、教育課程研究協議会での周知徹底や学校訪問で指導助言してきている。また、総合教育センターの特別支援教育プロジェクト研究においても、研究協力校や市町教育委員会と情報交換等を行うなど連携を深めた。

参照：資料2<P17> (1) ①

<地域との連携・協働>

◇地域学校協働本部（本部内地域未来塾を含む）、家庭教育支援活動、地域未来塾、放課後子ども教室、土曜日の教育支援が実施される等、県内多くの小中学校区で、地域と学校の連携・協働体制が構築されてきている。

参照：資料2<P17> (2) ②

<労働との連携>

◇特別支援学校における連携はもとより高等学校においても、高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会の中で、特別支援教育コーディネータと働き・暮らし応援センターとの情報共有の場を設け連携を進めている。

参照：資料2<P18> (2) ⑤

柱 6 適切な就学相談の推進

目標

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。
- 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。

目標の達成に向けた考え方

- 県内どの市町においても同様な就学相談や指導が受けられる体制整備を進める。
- 子どもや保護者が柔軟に学びの場を選択できるよう、適切な情報提供と専門性を踏まえた相談を行う。
- 障害のある子どもの将来の自立を図るため、地域との連携に基づく早期段階からの一貫した指導・支援を行う。

主な取組の進捗状況

<県特別支援教育支援委員会の設置・運営>

- ◇条例改正を経て、県就学指導委員会の機能を見直し充実させた県特別支援教育支援委員会を平成 30 年度より設置した。

参照：資料 2 <P19> (1) ①

<統一的指標の作成と活用>

- ◇適切な就学指導のために「知的障害の程度に関する統一的な指標（平成 29 年度版）」の市町での活用を促し、センター的機能の研究と併せて検証を進めてきている。

参照：資料 2 <P20> (2) ①

<発達障害の早期発見と適切な支援に関する研究>

- ◇文部科学省委託事業を活用し、平成 28 年度から「発達障害のある子どもへの支援強化事業」を実施し、モデル地域の市町に対してアドバイザーを派遣し、指導力の向上や支援方法を検討している。

参照：資料 2 <P20> (2) ①